

1 3 特定家畜伝染病対策について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 豚熱や鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生防止のため、家畜飼養衛生管理基準を満たすために必要となる設備等の整備に対する支援や、石灰消毒など県で実施している防疫措置に要する経費に対して、国による財政支援を拡大・拡充すること。
- (2) 特定家畜伝染病発生時の埋却地に係る試掘調査の経費について、十分な予算を確保すること。
- (3) ワクチン接種農場における豚熱発生時の全頭殺処分について、その必要性について改めて検討を行うこと。
- (4) 海外からの特定家畜伝染病の侵入を防止するため、空港等での水際対策を強化すること。
- (5) 野生イノシシへのアフリカ豚熱ウイルス感染が判明した場合には、国が主導して、早期の封じ込めやまん延防止を図ること。
- (6) 豚への予防的ワクチン接種は、国の責任、負担のもと実施すること。
- (7) 野生イノシシの捕獲強化、生息状況調査、移動防止柵の維持管理、捕獲の担い手の確保・育成等野生イノシシの豚熱感染拡大防止の取組を支援するための十分な予算を確保すること。
- (8) 野生イノシシへの経口ワクチン散布は、県域を超えた対応が必要であることから、国において、総合的に計画を立案するとともに、内製化も含めた経口ワクチンの安定的な調達・確保、散布に必要な予算の全額措置、実効性及び有効性の評価分析を実施すること。
また、ジビエ関連事業者が豚熱感染確認区域内で捕獲した野生イノシシを扱う際の経営支援策を講じること。
- (9) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業について、豚熱対策としての野生イノシシに係る広域捕獲活動等を対象とすること。
- (10) 幅広い助成が可能な「消費・安全対策交付金」の十分な予算を確保すること。

(背景)

- 2018年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、愛知県でも2019年に入って18例発生し、6万頭以上を殺処分した。
- また、2020年度冬季には、全国で相次いで高病原性鳥インフルエンザが発生し、関連農場も含めると約970万羽の鶏やアヒルを殺処分する過去最大規模となった。
- 特定家畜伝染病の全国的な発生状況等を踏まえ、県は緊急消毒等を速やかに判断し万々に備える必要がある。
- 特定家畜伝染病の発生に伴って、殺処分した家畜の死体等は速やかに焼埋却することとなっているが、予め準備した埋却地の有効性については、掘削しないと判断できない要素があるため、緊急時に使用できず、防疫作業遅延の原因となりかねない。
- 近隣諸国では豚熱の他に、アフリカ豚熱の発生が広がっているが、訪日外国人等により日本へ違法に持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱ウイルスが検出される事例があり、日本でも豚熱に続きアフリカ豚熱の発生が危惧されている。
- 飼養豚へのワクチン接種は家畜伝染病予防法第6条に基づく自治事務として養豚農家から手数料を徴収し実施しているが、農場周辺に生息する野生イノシシで豚熱がまん延する状況で、飼養豚への伝播を防止するために実施するものであることから、国の責任（法定受託事務）と負担により実施するべきである。
- ワクチン接種農場における全頭殺処分等の防疫措置は農家の理解を得ることが難しいうえ、免疫を獲得した豚群から豚熱がまん延する可能性は低いことから、発症豚に限定した殺処分、非発症豚へのワクチンの追加接種等により、豚熱のまん延を防止するとともに、発生農家への影響や防疫措置に係る公費負担を最小限とすべきである。
- 野生イノシシへの豚熱感染は2018年12月に県内で初めて確認されて、これまでに100頭以上が確認されている。
こうした中、野生イノシシへ豚熱ウイルスの抗体を付与させるため経口ワクチンの散布を実施しているが、野生イノシシ清浄化のためには長期視野に立って継続的、安定的な散布が必要である。
また、検査で豚熱ウイルス陰性であればジビエ利用が可能となる枠組みが農林水産省から2021年4月に示されたが、検査に係るソフト経費や、結果が判明するまでの一次保管庫といったハード整備等に対する支援が引き続き必要である。
- 野生イノシシを介した豚熱の拡大を防止するため、2020年度は、特例的に鳥獣被害防止都道府県活動支援事業において、広域捕獲活動等が交付金の対象とされたが、豚熱対策としての捕獲強化等の取組を継続して実施する必要がある。
- また、消費・安全対策交付金を活用して実施している野生イノシシの豚熱検査や捕獲時の防疫措置の実施、豚熱ウイルスの拡散防止のための移動防止柵の設置及び維持管理対策についても、継続的に幅広く実施する必要がある。

1 4 農業の生産力強化について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 「みどりの食料システム戦略」で掲げられたイノベーションを創出するため、県が新たに実施する大学やスタートアップ企業等との産学官連携の取組や試験研究への支援を拡充すること。
また、スマート農業技術の開発と社会実装を加速化するため、スマート農業総合推進対策事業について十分な予算を確保すること。
- (2) 経済連携協定の相次ぐ発効により、農林漁業者等の体質が弱体化しないように、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について十分な予算を確保すること。
また、水田・畑作・野菜・果樹・花き等の産地の生産力向上を図るため、強い農業総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業については、今後も継続して予算を確保するとともに、生産基盤強化対策における子への継承も交付対象に含めるよう、要件を見直すこと。
- (3) 牛マルキン制度が、畜産農家のセーフティネットとして安定的に機能するよう、肉専用種の標準的販売価格について、他県の価格の影響を受けない従来の「県単位の算定方式」も選択できるようにすること。
- (4) 水田農業の担い手の経営安定を図るため、経営所得安定対策等において、飼料用米、麦、大豆等の数量払い制度及び交付単価を引き続き維持するとともに、特に水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保すること。
- (5) 農地中間管理事業の推進のため、関連施策の見直しにあたっては、地域の実情に応じた柔軟な運用ができるようにすること。また、より充実が求められる人・農地プランの着実な実践を支援するとともに、機構集積協力金等について、十分な予算を確保すること。
- (6) 国際水準のGAPを指導できる人材の育成やGAP認証取得に必要な経費の助成など、GAPの普及拡大に向けた支援を強化すること。
- (7) 鳥獣被害防止対策を一層進めるため、十分な施設整備や捕獲の担い手の確保等の対策を実施できるよう支援を強化すること。
- (8) 新規就農者育成総合対策においては、これまでの「農業次世代人材投資事業」及び「農の雇用事業」と同様に全額国費で事業を実施すること。また、新たな制度においては新規就農者を雇用した農業法人等への助成を地方公共団体が行うなど、事務が増加することから、事務が過大にならないような制度設計にすること。
- (9) 農福連携の取組を拡大するため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）について、申請要件を緩和すること。

(背景)

- 「みどりの食料システム戦略」で掲げられたイノベーションを創出するためには、民間企業や大学が持つ最新技術を活用した産学官連携、スマート農業技術の開発と普及の加速化、生産力強化と持続性の両立を可能とする技術や品種開発の推進が重要となる。そのため、スマート農業総合推進対策事業や公募型試験研究事業の拡大、安定的に品種開発を行うための施設整備への補助、県が新たに実施する大学やスタートアップ企業等との産学官連携の取組への支援が必要である。
- TPP11等の経済連携協定が相次いで発効したことから、国内農業への影響が懸念され、農業の競争力を強化する必要がある。畜産分野においては、畜産農家と関係業界が結集した畜産クラスターによる高収益型畜産の実現のために、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の柔軟な事業運用を図りながら、事業を最大限活用できるような支援が引き続き必要である。また、本県では生産性の向上やブランド化を推進していることから、水田・畑作・野菜・果樹・花き等の高収益化及び次世代への生産基盤の円滑な継承に向けた施設整備の支援に必要な「強い農業総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算確保を継続するとともに、産地の生産基盤の継承の対象として農家の後継者も含めるよう要件を見直す必要がある。
- 牛マルキン制度の交付金算定方式（肉専用種）について、2020年5月支払分（3月販売分）から標準的販売価格が「県単位」から「ブロック単位」に変更され、他県産のブランド牛の相場が反映されたことによって、当該販売価格が上昇し、本県の実情に合った交付金額を受けることができない状況となった。2020年8月支払分からは、販売価格が一定基準以上の県はブロックから除外して交付金を算定するという緊急的な運用改善が実施されることとなったが、他県産のブランド牛の相場が反映され、標準的販売価格が上昇する可能性は引き続き残っている。牛マルキン制度を本来のセーフティネットとして安定的に機能させることが急務である。
- 米の在庫量が大幅に増加し、需要に応じた主食用米の生産を推進するため、引き続き大幅な作付転換が必要であると見込まれる。飼料用米や転作作物等を推進するために、担い手の所得を確保できる水田活用の直接支払交付金等の現行の助成制度が継続される必要がある。また、産地交付金は毎年度制度変更が行われており、このような短期間での制度変更により、担い手は中長期的な視点で経営計画を立てることができず、現場では混乱が生じることから、継続的な制度運用が必要である。
- 国の「人・農地など関連施策の見直し」の中で、今後の農地中間管理事業や人・農地プランの方向性についても検討されているが、利用者等の意見を反映し、地域の実情に応じた見直しを行う必要がある。また、機構集積協力金等について必要な財源を確保していく必要がある。
- 国ではGAP共通基盤ガイドラインの国際水準への改訂が予定されているが、国際水準GAPの取組拡大には、指導員資格を取得するなど、国際水準GAPを指導できる人材の育成が必要である。また、国際水準のGAP認証では、高額な取得費用を要するため、取得を希望する農家への支援を講ずる必要がある。
- 農業への鳥獣被害を防止するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町村が策定した「被害防止計画」に定めた対策を着実に遂行する必要がある。また、狩猟者の高齢化などにより、捕獲強化の担い手が不足している状況にある。
- 新規就農者の育成・確保のため、これまで、国は資金面、地方は技術・経営面で、それぞれ役割を担いながら支援を行ってきたところ、国が令和4年度の概算要求で公表した新たな新規就農者育成総合対策においては、事前に地方に対する協議等のないまま地方公共団体が新規就農者や農業法人等への助成に対して一部負担する仕組みとされた。また、新たな制度においては地方公共団体が行う事務が増えるうえ、新旧制度に係る事務が当分の間は混在することから、事務が過大とならないような制度設計が必要である。
- 国が2019年6月に取りまとめた「農福連携等推進ビジョン」では、2024年までに全国で3,000の新たな農福連携の取組を創出するとされている。目標達成に向け、民間活力を活用した業務委託により農福連携を現場で支える事業者を支援したいが、農山漁村振興交付金（農福連携対策）は委託費を総事業費の5割以下に抑える必要があり、活用がしにくい。

15 農業農村整備事業の促進について

(財務省、農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 本県農業の生産基盤を支える基幹水利施設の耐震化や更新整備等を行う国営新濃尾総合農地防災事業、矢作川総合第二期総合農地防災事業、尾張西部施設機能保全事業、水資源機構営豊川用水二期事業及び愛知用水三好支線水路緊急対策事業を着実に推進すること。
また、水資源機構営施設については、木曾川用水の早期事業化とともに、支線水路等を更新整備する事業制度を拡充すること。
さらに、矢作川沿岸地区の耐震化や更新整備等については早期に事業化を図るとともに、宮田用水施設の事業化に向けた検討を進めること。
- (2) 本県農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積・集約化及び高収益作物を中心とした営農形態への転換に欠かせない農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を行う農業競争力強化基盤整備事業及び農地耕作条件改善事業を促進すること。
あわせて、農山村地域の生産性、生活環境の維持・向上を図るため、農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業を促進すること。
- (3) 国土強靱化に資するため、農業用排水機場・用排水路・ため池等の耐震対策や豪雨対策、漏水事故が頻発している石綿セメント管の除去対策等を行う農村地域防災減災事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の促進に加え、豪雨対策や老朽化対策の事業着手に必要な手続きを簡素化すること。
特に、ため池については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、ため池の防災工事等を一層加速させるため、防災重点農業用ため池緊急整備事業等の十分な予算を確保すること。
また、ゼロメートル地帯等の防護ラインにあたる海岸堤防の耐震化をより一層促進するため、農山漁村地域整備交付金について十分な予算を確保すること。
- (4) 将来に亘る安定的な土地改良区運営のため、作成された貸借対照表を土地改良区が適切に活用できるよう、会計指導を支援するとともに、土地改良区体制強化事業で実施している定額補助制度を2022年度以降も継続すること。

(背景)

- 本県の基幹水利施設は、農業生産のみならず、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与していることから、地域の貴重な社会インフラとして、また県民の命と暮らしを守る施設として、着実に事業を推進していく必要がある。

また、水資源機構営施設については、地盤沈下対策



耐震対策を行う明治用水(豊田市)

として整備された木曾川用水施設の更新整備を早期に事業化するとともに、愛知用水と豊川用水の支線水路や揚水機場及び末端配管の更新整備を行う事業制度の拡充が必要である。

さらに、矢作川用水についても、計画的に耐震化や更新整備等の事業化を図る必要があり、経年劣化の著しい宮田用水管水路についても、事業化に向けた検討を進めていく必要がある。

- 農業の成長産業化に向けた農地の大区画化・汎用化等や、スマート農業の実装を可能とする農業生産基盤の整備を促進するとともに、県内に約2万kmある用排水路等の農業水利施設の老朽化対策等を適切に行い、次世代に継承する必要がある。

あわせて、農山村地域の生産性、生活環境の維持・向上を図るため、農業集落排水処理施設の更新整備や農道舗装及び農業水利施設を活用した環境整備等を促進する必要がある。

- 本県は、我が国最大級のゼロメートル地帯を抱えているうえ、南海トラフ地震防災対策推進地域にも全県域が指定されており、あわせて近年、集中豪雨が頻発していることから、国土強靱化に資する農業用排水機場やため池等の耐震対策や豪雨対策及び老朽化対策が喫緊の課題である。

また、農業用水管として用いられている石綿セメント管の延長が全国1位であり、近年老朽化による漏水事故が頻発し、農村地域防災減災事業等により他の管種に付け替えを進めているが、総延長1,160kmのうち、2020年度末時点で456kmの改修に留まっております、さらに促進する必要がある。

加えて、農家負担を伴わない豪雨対策や老朽化対策についても、耐震対策と同様に事業着手に必要な手続きを簡素化し、整備を一層加速する必要がある。

特に、ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的にため池の防災工事等を進める必要がある。

また、ゼロメートル地帯を背後に抱える堤防が決壊すれば、海水の浸入は内陸20kmにも及び、主要国道や鉄道寸断等により日本経済に与える影響は計り知れず、着実かつ迅速に耐震対策等を進める必要がある。

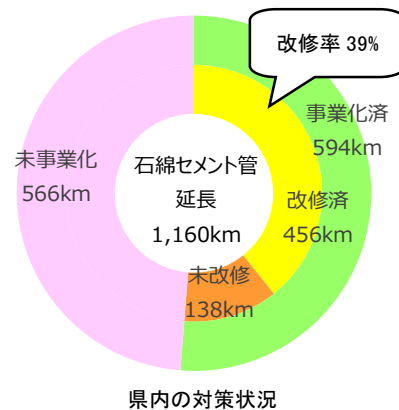
- 改正土地改良法により土地改良区に義務付けされた貸借対照表作成のため、2019年度より会計指導を行っているが、作成された貸借対照表を活用するためには会計指導を継続して実施する必要がある。



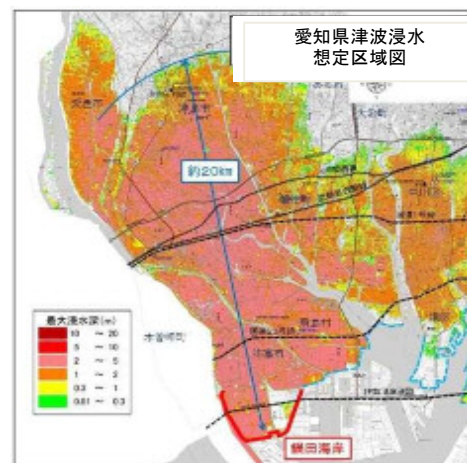
高収益作物(キャベツ)の作付け状況(田原市)



耐震整備が完了した保田ヶ池(みよし市)



県内の対策状況



愛知県津波浸水想定区域図 (2014.11 愛知県公表)

1 6 森林の適切な管理と林業の活性化について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮するとともに、近年の集中豪雨等に対応するため、災害に強い森林づくりに向けた森林の整備と治山事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) ICTを活用した「スマート林業」を推進するため、必要な予算を確保すること。
- (3) 主伐・再造林による森林資源の循環利用を進めるために、成長の早いエリートツリー苗木の安定供給に必要な予算を確保すること。また、ドローンを活用した作業の効率化・省力化等への取組を支援すること。
- (4) 利用期にある充実した森林資源を活用して、増大する木材需要に対応するため、木材生産を担う人材の確保・育成を引き続き支援すること。
- (5) 林業の成長産業化を進めるため、森林施業の集約化を始め、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等の基盤整備、加工流通体制の強化に必要な予算を確保すること。
- (6) SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に資する木材利用の促進を図るため、民間と連携した都市の木造・木質化に向けた取組への支援を強化すること。

(背景)

- 森林は国土の保全、水源の涵養、再生可能な資源である木材の生産等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するとともに、地域の経済活動と深く結びついている。こうした機能を持続的に発揮できるよう、森林の適切な管理と林業の活性化を国の責務として総合的かつ計画的に推進する必要がある。
- 具体的な対策として、公益的機能が低下した森林の整備を進める必要がある。また、近年各地で集中豪雨等による山地災害や水害が頻発していることから、山地災害の予防対策及び流域治水対策を推進するとともに、南海トラフ地震の発生等に備え、山地の防災力を向上させるための治山対策を強化する必要がある。

- 森林・林業・木材産業の競争力強化のためには、ICT等の先端技術を活用した「スマート林業」の取組が有効であり、その推進のための国による予算確保が必要である。
- 森林資源の循環利用のため、主伐・再造林を進めるにあたり、植栽・下刈り等の保育作業が必要となる。経費削減や作業の負担軽減に向け、成長が早く、保育の効率化や森林吸収源対策にも資するエリートツリー苗木の採種園を整備するとともに、ドローンを活用した作業の効率化・省力化に取り組む必要がある。
- 大型製材工場やバイオマス発電所など増加している木材需要に対応し、約8割が利用期（46年生以上）にある人工林等、本県の充実した森林資源を循環利用していくためには、新規就業者の確保や高度な知識と技術を有する林業労働者の育成及び林業経営体の経営基盤強化が喫緊の課題となっており、愛知県林業労働力確保支援センターと連携した継続的な人材の確保・育成への支援が必要である。
- 林業の成長産業化を進めるためには、林業の収益性向上を図る必要があり、森林施業の集約化を始め、林内路網や高性能林業機械の導入等の基盤整備により、低コスト化を進めるとともに、生産される木材を大消費地へとつなぐため、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な施設整備等を行っていくことが重要となる。
- 木材利用の促進は、林業の成長産業化に欠かせない取り組みであるとともに、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に貢献するものである。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が議員立法により改正され、対象が民間施設を含めた建築物全般に広がるなど、カーボンニュートラルの実現に資する木材利用の促進に向けた動きがある。こうした中、本県では、第20回アジア競技大会の開催などを契機とした新しい都市づくりにおいて、木材利用に向けた取組を進めていくことから、これらを実際に行う民間企業等と連携した取組に対する支援策の一層の充実が必要である。

(参 考)

◇ 本県の山地災害危険地区（2020年度末現在）

山地災害危険地区数	着手(治山ダムなどの設置)	未着手	計
		3,891箇所	1,129箇所

◇ 本県の林内路網整備状況（2020年度末現在）

森林面積(ha)	林内道路延長 (km)				林内路網密度 (m/ha)	
	公道	林道	作業道	計	林道	林内道路
205,876	2,419	1,454	1,095	4,968	7.1	24.1
低コスト作業システムに必要な路網密度						30~50

1 7 水産業振興施策の充実について

(財務省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 近年の伊勢湾・三河湾におけるアサリなど水産資源の著しい減少に対処するためには、干潟・浅場など漁場造成を一層推進する必要がある。このため、水産基盤整備事業の十分な予算を確保するとともに、ダム堆積砂や河川掘削土の有効活用など、省庁横断の取組が可能となる造成材確保の枠組を構築すること。
- (2) 水産多面的機能発揮対策事業の活用によるアサリ資源回復への取組をより一層促進するため、同事業の十分な予算を確保すること。
- (3) アサリ資源減少の要因として餌不足も指摘されていることから、伊勢湾・三河湾において、栄養塩が海域の生産力に及ぼす影響や、水産資源の回復に必要な栄養塩類の算定などに関する試験研究を実施すること。
- (4) 浜の活力再生プラン等に基づく施設整備を計画的に進めるため、浜の活力再生・成長促進交付金の十分な予算を確保すること。
- (5) ウナギ資源の減少が危惧されている中、種苗の安定供給が図られるよう、「みどりの食料システム戦略」に位置づけられているシラスウナギの人工種苗量産化技術を早急に確立すること。

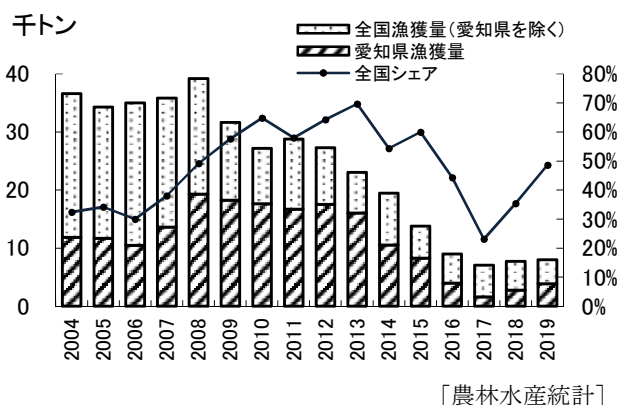
(背景)

- 2019年の愛知県のアサリ漁獲量は3,880トン、シェア49%で全国1位は維持しているが、ピーク時の2割程度まで減少している。このため、本県では2021年3月に策定した「愛知県漁業振興計画」に基づき、干潟・浅場など漁場造成を一層推進する計画である。干潟・浅場の造成材としては、粒径が大きくアサリの生育に効果があるダム堆積砂や、細粒分が少なく濁りが発生しにくい河川掘削土が適している。2021年度から新たに矢作ダム堆積砂の試験的な提供を受けることとなったが、更なる事業規模拡大に向けた継続的な活用方法についての枠組みを構築して頂きたい。
- アサリの減少要因は、夏の苦潮、冬の強い風波による稚貝の散逸・流失、害敵生物の影響など様々で、漁業者は水産多面的機能発揮対策事業を活用し、害敵生物の駆除や漁場の耕耘等に努めているが、国の予算額は年々減少しており、要望する活動を十分に支援できていない。
- また、アサリ減少の背景として、海域の栄養塩、特にリン濃度の低下に伴う餌不足による活力低下が指摘されている。このため、国立研究開発法人水産研究・教育機構等が瀬戸内海で取り組んでいる「栄養塩の水産資源に及ぼす影響の調査」について、伊勢湾・三河湾でも同様の調査事業の早急な実施が必要である。

- 本県では、浜の活力再生プラン及び浜の活力再生広域プランに基づいて製氷施設等の整備を計画的に進めているが、製氷施設の整備には設計と建設工事で複数年を要するため計画的な予算確保が必要である。また、製氷施設については、フロンガス規制に伴い、現行施設のメンテナンスに支障を来しており、計画の遅れは組合経営に大きな負担となる。
- シラスウナギの採捕量は減少傾向であり、養殖用種苗の安定的確保が困難となっている。天然資源に頼らない養鰻業を実現させるため、シラスウナギ人工種苗大量生産の早期実現を図る必要がある。

(参考)

◇本県のアサリ漁獲量



◇水産基盤整備事業実績及び計画

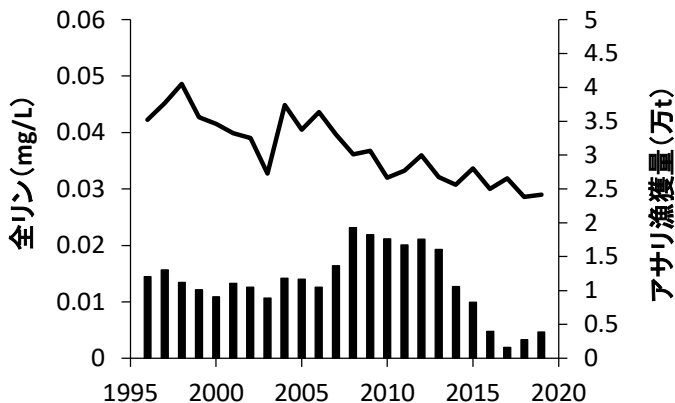
事業種別		2021予算	2022計画
干潟・浅場造成	事業費	132,000	436,573
	造成面積	5ha	10ha
貝類増殖場造成	事業費	84,000	144,264
	造成面積	3ha	3ha

(単位:千円)

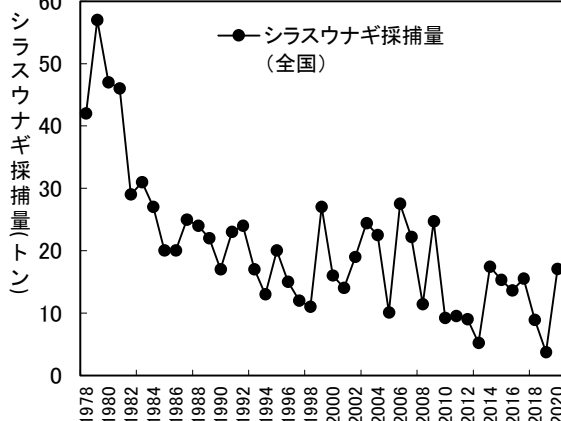
◇本県における水産多面的機能発揮対策事業実績及び計画

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021(計画)
活動組織数	7	12	13	14	15	15	14
活動費(千円)	21,407	27,075	50,993	62,193	65,000	71,860	84,300
活動内容	漁場耕耘、害敵生物駆除、河川清掃等						

◇全リン濃度推移とアサリ漁獲量



◇国内のシラスウナギ採捕量



◇製氷貯氷施設整備スケジュール

事業実施主体	2021	2022
日間賀島漁協	建設工事	
大濱漁協	建設工事	
篠島漁協	実施設計	建設工事